

## 令和3年度 事業計画書

昨年度末から社会的に大きな影響を与えている新型コロナウイルスの感染拡大（以下「コロナ」という。）は、当杉並区シルバー人材センター（以下「センター」という。）の事業運営においても多大な影響を及ぼし、感染すると重篤化する割合が高い高齢者の会員組織であることから、終息の目途が立つまでの間は、万全の感染防止対策を講じながらの事業運営を迫られています。

また、区からの財政援助においても、コロナ禍での厳しさを増す区財政の影響を受け、センターの事業運営には、より合理的な運営が求められており、年々補助金が削減されています。

そんな中、当センターは、令和元年度に策定した向こう5年間の中期計画“れいわライジングプラン”に示す5つの基本方針に基づき、区民の生活様式の変化に対応した業務の受注や地域における社会貢献活動を展開してまいります。

さらに、当該プランについても、これまで取り組んできた事業の検証を踏まえ、より実効性のある計画となるよう見直しを図ってまいります。

### 1 基本方針

#### (1) 会員確保

センター活動の根幹である会員の増強を目指して、「入会勧誘活動の拡充」「魅力あるセンターづくりの推進」に取り組みます。

#### (2) 就業の確保

就業を希望する会員の就業機会の確保を目指して、「就業開拓の推進」「就業率の向上」に取り組みます。

#### (3) 仕事の質の向上

会員の健康管理や安全の確保、適正就業及びお客様の期待に応えたサービスの提供を目指して、「安全就業の推進」「適正就業の推進」「研修等の充実」に取り組みます。

#### (4) 地域貢献活動の推進

公益社団法人として地域社会に対する一層の貢献を目指して、「ボランティア活動の充実」「区民との交流事業の推進」に取り組みます。

#### (5) 組織の強化

社会・経済環境の変化に適切に対応したセンター運営を目指して、「自律性の向上」「事務局機能の強化」に取り組みます。

### 2 事業規模

#### (1) 会員数 2,800名

※ 入会は、毎月の定例理事会において承認し、年度会費は12月入会者まで1人2,000円、1月入会者は1,000円、2月以降の入会者は当該年度については無料とします。

## (2) 請負・委任事業予定数

	受託件数 (件)	就業実人員 (人)	配分金 (千円)	事務費 (千円)	材料費等 (千円)	事業収入 (千円)
公 共	120	107,645	471,861	43,046	1,484	516,391
民 間	696	54,374	135,197	13,073	373	148,643
家 庭	5,416	37,744	122,321	12,014	5,937	140,272
独 自	28	5,522	21,142	2,210	1,714	25,066
合 計	6,260	205,285	750,521	70,343	9,508	830,372

## (3) 派遣事業予定数 ※ 契約主体は、労働者派遣事業許可を有する東京しごと財団

契約件数 (件)	就業延日人員 (人)	賃金 (千円)	事務手数料 (千円)		消費税 (千円)	契約金額 (千円)
			東京しごと財団	杉並区 SC		
20	2,400	11,338	907	1,588	1,384	15,217

## (4) 職員数 (令和3年4月1日現在)

部署・専門職	常勤職員	嘱託員	臨時職員
本部事務職員	11 (※1)	2	4
分室 (荻窪・清水) 事務職員	4	4	
安全適正巡回指導員			1
就業開拓員			2
家事・育児・福祉事業コーディネーター			2
運転手			5
場内作業コーディネーター			6
作品販売責任者 (銀の手)			4
合 計	15 (※1)	6	24

※ 本部事務職員の内、育児休業中常勤職員1名

## (5) 施設

名称	所在地
本部事務局	阿佐谷南1-14-2 みなみ阿佐ヶ谷ビル6階・7階702号
清水分室	清水3-22-4
荻窪分室	荻窪2-29-3
しろがね工房	阿佐谷南1-14-2 みなみ阿佐ヶ谷ビル7階701号
天沼作業所	阿佐谷南3-49-24

### 3 事業内容

#### (1) 受託事業

有料自転車駐車場管理や通学案内交通指導等区民サービスの提供に寄与する杉並区からの公共業務について、シルバー人材センターが受託することの有効性を示し積極的に受託するとともに、利用する区民に喜ばれる就業に努めていきます。

また、コロナ禍により変化した民間事業者及び一般家庭における新たな生活様式に対応する業務に対しても、ニーズに応えられる就業体制を整えながら受託件数増加に努めます。

#### (2) 就業機会提供事業

##### ① 就業機会拡大の取組

ア) 就業開拓員を雇用して区内の民間事業所等に対する営業活動を強化し、新規受注につなげていきます。

イ) 近年ニーズが高まっている家事・子育て支援サービスのほか、就業会員が不足している職種について個別に説明会を開催するなど、就業機会の拡大に取り組みます。

ウ) 未就業会員、新規入会会員の就業につなげられるように、各地区の班長が機関紙シルバーすぎなみを配布する際に、就業意欲のある未就業会員から相談を受けられる体制をつくっていきます。

エ) 入会案内リーフレットのリニューアルに合わせて、センターで受注できる仕事の案内を盛り込むほか、区の協力を得た上で区の広報媒体等を活用したセンターの事業紹介を掲載するなど、受注促進を図ります。

オ) 比較的長期にわたる就業が必要な杉並区からの仕事について、的確な情報収集を行い、受注につなげられるよう営業活動に取り組みます。

##### ② 適正就業の推進

ア) 安全適正巡回指導員を雇用して随時就業現場を巡回し、安全・適正な就業に努めていきます。

イ) センターの就業モットーである「安全な就業」「臨時的・短期的・軽易な仕事への就業」「グループ就業」「分ち合い就業」を徹底し、厚生労働省から示されたガイドラインに即した適正な就業ができるように努めます。

ウ) 就業シフト調整等に携わるグループリーダー等が就業以外の業務に要した場合には、就業時間外手当として追加配分金を適切に支給します。

エ) 分かち合い就業に関わる設定期間満了後の就業会員補充に支障が生じないように、「就業期間の設定に関する基準」を見直し、就業現場や実態に即した基準に改め、公平かつ円滑な就業機会の提供に取り組みます。

オ) 職種ごとに就業会員打合せ会を実施し、就業上の情報共有、意見交換等を通して仕事の質の向上を図るとともに、会員間のコミュニケーションを深めて良好な関係を築き、円滑・適正な就業を推進します。

- ③ 福祉家事育児サービスコーディネーターを通年で雇用するほか、換気扇清掃・ハウスクリーニング等技能を必要とする就業に際して発注者との調整が必要な職種には、会員にコーディネートを依頼し、受注対応の充実を図るとともに、新規就業会員の支援に取り組みます。
- ④ 就業する会員に対し、就業に適した被服を貸与するとともに、夏の熱中症対策グッズ等を配布するなど、良好な就業環境を築いていきます。
- ⑤ 核家族や共働き世帯が進行する現代社会において需要が高まっている福祉・家事援助・育児サービスに適切に対応できるように、当該職種に係る説明会を開催し就業会員の裾野の拡大に努めます。
- ⑥ 杉並区から継続して受託する予定のゆうゆう和泉館について、これまでの事業検証を踏まえ、より魅力ある講座等を展開するとともに、利用者の満足度が高い施設運営に努めます。
- ⑦ 杉並子育て応援券サービス提供事業者として、応援券利用による家事援助・育児支援サービスを提供し、子育て世代を応援します。

### (3) 労働者派遣事業

- ① 就業開拓員を通年で雇用し、派遣先の新規獲得に取り組みます。
- ② 派遣事業説明会を適宜開催し、会員に派遣事業の周知を図るとともに、派遣事業就業希望者の登録を増やします。

### (4) 調査研究事業

- ① お客様満足度調査、公共施設利用者アンケートにより得られた評価や意見等を就業にフィードバックできる体制を構築し、仕事の質の向上につなげていきます。
- ② 入会説明会において、新規入会申込者からセンターを知るきっかけを調査し、より効果的なPR方法を探るとともに、入会申込辞退者からは辞退理由を聴取し、今後の入会案内に活かします。
- ③ 入会后、長期にわたって未就業の会員に対し、未就業の理由等を調査し、就業意欲のある会員の早期就業につなげていきます。

### (5) 相談事業

特定の相談日や相談機会を設けずに、地域班長、地区担当理事、職種担当事務局職員が窓口となり、適宜相談を受けられる体制を整え、センター事務局内部で問題解決にあたり、会員が良好に就業や地域活動に取り組めるようにしていきます。

### (6) 研修・講習事業

就業会員の適正就業意識の向上を図るため、接遇・個人情報保護・コンプライアンス等の研修及び事故の未然防止に向けた安全講習等を実施します。また、他機関や東

京都シルバー人材センター第3ブロック（杉並・中野・練馬・豊島・板橋・新宿）共催による技能・知識習得のための研修・講習の受講を促進し、就業機会を広げるとともに、会員の技能の向上と事務局職員の研鑽に努めます。

① センター主催で実施する研修・講習

- ア) ステップアップ就業研修（新規就業者に対する接客、個人情報保護、安全就業、コンプライアンス等）
- イ) 新任地域班長研修
- ウ) 役員研修（原則、役員改選期に実施）
- エ) 植木剪定等の技能向上研修
- オ) オリジナル会員作品制作講習（女性部委員会企画）
- カ) 転倒予防講習

② 関係機関等が実施する研修・講習

- ア) 第3ブロック共催：会員研修、役員研修、安全就業研修
- イ) 公益財団法人東京しごと財団主催：安全関係研修（転倒事故防止、シルバー保険事故対応、安全リーダー、植木剪定に関する安全就業）、各種就業支援講習（植木剪定の基礎、ハウスクリーニング、襖の張替え、ステップアップ接遇、子育て支援、包丁研ぎ等）、新任理事・監事研修
- ウ) 杉並警察署主催：自転車交通安全講習

(7) 普及啓発事業

① 機関紙発行等の広報活動

- ア) センターの運営状況等を掲載した機関紙『シルバーすぎなみ』を広報委員会が編集して、原則として年4回（4・7・10・1月）発行し、全会員へ当該地区の地域班長が配布します。
- イ) 随時提供するセンターの情報や研修・講習会の案内等を掲載した『みにNews』及び就業会員の募集記事を掲載した『就業のひろば』を毎月10日頃に発行し、全会員へ郵送します。
- ウ) 開設しているホームページについて、センターの取組や入会案内のほか、仕事の受注に係る情報を適宜更新するとともに、ウェブを通しての仕事の申込み等が容易にできるようにするなど、アクセス数が増加するように運営します。
- エ) その他、センターの事業やイベント等各取組内容を周知するチラシ等を適宜作成し、地域のイベント等での配布や近隣住民にポスティングするなど、センターの取組を周知する効果的な手段・方法を講じて有効な普及啓発を図っていきます。また、杉並区や関係団体の理解と協力を得て、それぞれの機関の広報媒体を活用してセンター事業の周知を図ります。

② 入会説明会の開催

屋内での開催における基本的な感染防止対策を講じて、1回10名程度の定員で1日に午前・午後の2回開催とし、ひと月当たりの入会者数30名以上を目指します。また、4・5月及び来年3月の実施日数を増やし、本部事務局以外で交通の便の良い区立施設等を活用するなど、参加しやすい説明会を開催します。

【入会説明会開催予定日数】 年間27日間／延54回

- ③ 入会案内リーフレットをリニューアルし、町会・自治会の回覧板を利用するなど啓発を図ります。
- ④ 区や地域のイベント等に出展して、センターの取組を紹介し魅力を伝えるとともに入会募集を案内します。
- ⑤ 当センターオリジナルのPR動画を製作し、仕事を分かりやすく説明するとともに、センターの取組を紹介していきます。

#### (8) 社会参加等支援事業

##### ① シルバー孫の手事業の充実

高齢者世帯を対象とした地域の支え合い活動として、30分程度で完了する生活上のちょっとした困りごとのお手伝いを無償で行う「シルバー孫の手事業」を引き続き展開し、利用者や活動会員の獲得及び利用者拡大に向けて、PRに取り組みます。また、活動した会員に対し、活動毎にポイントを付与し、10ポイントで薄謝を進呈します。

##### ② 落ち葉感謝祭落ち葉掃きへの参加

杉並区が主催する区内公園での落ち葉感謝祭に、各地区の地域班で参加会員を募り、落ち葉掃きに参加します。

##### ③ 公開講座の実施

会員と区民との交流機会として、地域活動委員会が主体となって、参加者に有益な講座を企画し開催します。

##### ④ 地域活動の活性化

センター事業運営を円滑に推進するため、会員、地域班長、地区担当理事の連携を強化し、会員の就業及び地域活動についてきめ細かく対応していける体制を築いていきます。

ア) 例年実施していた全体班長会議は行わず、7地区（高円寺・和田堀・和泉下高・阿佐谷・荻窪・井荻・高井戸）ごとの地域班長会議を、上期（総会后1か月以内）と下期（10月）に開催し、地域活動に係る事業の企画や情報共有・意見交換の場としていきます。

イ) これまで地区ごとに開催していた「班会議（会員のつどい）」と「ひざこぞうトーク」は統合し、会員同士の交流も踏まえたセンターの魅力発信のイベントとして、地区の特徴を生かした一般区民も参加できる内容により、各地区において年1回以上開催します。

#### (9) 安全就業推進事業

安全就業推進計画を策定し、全会員に対し以下の取組を推進します。

- ① 安全適正巡回指導員を通年で雇用し、植木剪定、除草、マンション清掃、有料自転車駐車場管理、通学案内交通指導を中心に、定期的に巡回指導を行います。
- ② 安全管理委員2人1組で、現場点検シートを用いた安全就業点検を上期・下期の年2回実施します。

③ 発生事故の分析及び再発防止対策

ア) 傷害・賠償事故が発生した場合は、事務局職員により現場検証を行い、\*4M分析により原因・対策等を考察し、再発防止に努めます。

\*4Mとは、Man（人的要因）・Machine（設備的要因）・Media（作業環境的要因）・Management（管理的要因）

イ) 発生した事故については、発生状況・原因・対策等を「みにNews」に掲載するほか、地域での就業会員が集まる機会を利用して、注意喚起を図ります。

④ その他の安全就業に関する取組

ア) 就業する会員に対し安全就業必携ハンドブックの携行・活用を義務付けていきます。

イ) 加齢による体力の衰えにより発生する転倒事故の未然防止に向けて、転倒予防講習会を実施します。また、自宅で簡単にできる体力低下防止の体操等を「みにNews」等で紹介し、会員が日常的に体力低下防止に取り組めるようにしていきます。

ウ) 夏期に屋外で就業する会員には、一日の就業限度時間を設け、適度の休憩・給水など適切な熱中症対策を講じて、安全な就業環境の保持に努めます。

エ) コロナ禍における会員の就業については、日常生活における手指消毒・マスク着用・ソーシャルディスタンスの確保等基本的な感染防止対策を図ることを徹底するとともに、三密を回避した適正な就業環境を整えるように努め、安全な就業を最優先にしていきます。

(10) センター運営

定款及び関係規程等に基づき、以下のとおり取り組みます。

① 総会

任期満了となる役員の後任の選任及び決算・事業報告の承認等に関する決議を行うため、区内の集会施設を使用して6月に開催します。

② 理事会

センターの事業運営に係る諸事項の検討・決議及び業務執行などを担うため、原則として、毎月第4木曜日に開催します。

③ 監査

監事2名により、決算監査及び中間監査並びに分室や現金を取り扱う有料自転車駐車場、ゆうゆう館、リサイクル自転車作業所の業務監査を実施します。

④ 委員会

センター事業の運営を円滑に進めるため、就業委員会、地域活動委員会、広報委員会、安全管理委員会、女性部委員会を設置し、各委員会の運営規則に規定する任務に関して、原則として年4回開催します。

⑤ 事務局

理事会の下、本部及び分室2か所において、会員の就業や地域貢献活動をサポートするとともに、公益財団法人東京しごと財団や東京都シルバー人材センター第3ブロックのシルバー人材センターと連携し、円滑かつ効率的な運営に努めます。